

守山市自殺対策計画重点施策調査表

【重点施策1】こども・若者への支援

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（１）妊産婦への取組	1	母子健康手帳発行時のアンケート	母子健康手帳発行時には、保健師または助産師が面接を行い、妊婦問診票を用いて身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握する。把握した情報から妊婦に対して、助言・指導を行い、継続的な支援が必要な場合は、電話や訪問等を実施する。また、必要時子育て関係課とも連携を行い、情報共有しながら支援する。	すこやか生活課	・守山版ネウボラの更なる推進のため、引き続きネウボラ面接およびアセスメントを全数実施する。 ・支援が必要な妊婦については、医療機関など関係機関と連携していく。 ・妊娠期の支援が出来るよう、妊娠早期から継続的に関わることができるようプランを立案し、妊婦と共有していく。	【実績・成果】 妊娠期のフォロー基準や支援方法の妥当性の検討と早期に支援を開始するため、ネウボラ会議を１回/月から２回/月に変更し、問診票から支援が必要な妊婦の支援方針や介入時期などを検討し、適切な時期に学区担当が支援を行った。また、精神疾患や複雑な家庭環境などの場合は、医療機関や他の関係機関とも速やかに連携し、切れ目のない支援を行った。 ネウボラ面接実施数：829名 うち要フォロー者数：163名（19.7%） 医療機関へのハイリスク妊婦連絡票送付数：21名 送付理由としては、精神疾患の現病歴および既往歴、家庭環境問題、未婚（入籍予定なし）等であった。 【課題】 精神疾患や経済面に不安のある妊婦など、早期に介入が必要な妊婦は医療機関へ連絡しているが、医療機関からその後の情報提供が少ない。 就労している妊婦は電話や訪問等による接触が困難であり、医療機関との連携が必要である。	・守山版ネウボラの更なる推進のため、引き続きネウボラ面接およびアセスメントを全数実施する。 ・支援が必要な妊婦については、医療機関など関係機関と連携し、医療機関から返信がない場合は再度電話等で状況を確認し連携を図る。 ・妊娠期の支援が出来るよう、妊娠早期から継続的に関わることができるようプランを立案し、妊婦と共有し、連絡がつかない妊婦については、医療機関と情報共有連携を図る。
	2	産後うつを発見	新生児訪問にて、EPDS問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行う	すこやか生活課	・新生児訪問 早期に訪問できるように、電話連絡の時期を前倒しする。また、EPDS高得点者に対し、電話訪問や継続訪問、医療機関受診など継続して対応を行っていく。 ・産後ケア 経産婦の利用時における兄弟の対応方法や、利用判断基準について、また休日での緊急利用の際の流れや審査方法・審査基準について検討する。	【実績・成果】 ・新生児訪問 訪問件数709件（うち48件は他市依頼）。R2.4～R2.11月生まれの新生児訪問実施率は95.4%。 新型コロナウイルスの影響で、訪問の辞退もあるが、未訪問ケースには電話訪問を実施し、全数支援を進めた。１名のみ、電話連絡がつかず、アポなし訪問でも出会えなかった児がいたが、４か月児健診で母児の様子を確認できている。EPDS高得点者について再訪問や電話訪問、赤ちゃんサロンで継続支援を行った。 ・産後ケア 利用者延４名（宿泊延８泊、デイ延１日）。審査基準について、判断が難しいケースについては係や課内で十分に検討し審査し、必要な方へのサービス利用を進めた。緊急利用については、利用の可能性のある方への手続きの事前周知、病院との事前の連携によって、スムーズな審査ができ、適切な時期の利用ができた。 【課題】 ・新生児訪問 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全戸訪問が難しい状況である。来所や電話等の方法も併用しながら、産後早期の支援が必要。 ・産後ケア 現在の病院の受け入れ状況では兄弟がいる家庭では利用が難しいのが現状である。産後ケア以外の方法での支援、また、休日利用については病院とも連携しながら検討が必要である。	・新生児訪問 早期に訪問できるように、電話連絡の時期を前倒しする。また、EPDS高得点者に対し、電話訪問や継続訪問、医療機関受診など継続して対応を行っていく。 ・産後ケア 利用判断基準について、判断に迷う事例もあり、ニーズや必要性を考慮し、適宜基準の見直しを行っていく。 引き続き、利用の可能性のある方の事前把握と病院との連携により、スムーズな審査を行っていく。
	3	赤ちゃん訪問・子育て全般の相談	子育てに対しての相談や関係機関と連携した支援を行う	こども家庭相談課・子育て応援室	・更なる専門性の向上、ニーズ把握、継続的な支援体制を構築するため、支援拠点として子育て応援室を設置し、よりきめ細やかな対応および支援に努める。 ・家庭児童相談、赤ちゃん訪問および学校・園訪問により、継続的に支援が必要な家庭については、関係機関と連携しながら情報共有をし、支援を行う。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休校等により児童虐待、DVのリスクが高まっているため、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、関係機関と連携するなか、状況把握、支援を行う。	【実績・成果】 家庭や育児に関わる様々な相談に応じ、継続的な支援が必要な家庭には関係機関と連携して支援を行った。学校・園訪問や子どもの見守りアクションプランにより、気になる子ども等の情報を共有し、支援の必要な児童の把握に努めた。 また、赤ちゃん訪問後のフォローとして、母子保健と連携するとともに、訪問支援が必要な家庭については、養育支援訪問を実施した。 【課題】 子育てに悩みを抱えた保護者への寄り添った支援を行うための職員の専門性の向上が必要である。	・家庭児童相談、赤ちゃん訪問および学校・園訪問により、継続的に支援が必要な家庭については、関係機関と連携しながら寄り添った支援を行う。 ・要保護児童対策協議会の構成員に対する研修を体系的に行う。

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（１）妊産婦への取組	3	子育てに関する相談先の周知・啓発	子育てに対しての相談や関係機関と連携した支援を行う	すこやか生活課	各事業等のなかで、パンフレット等を活用して相談に対応し、子育てに関する相談機関の周知を徹底する。また、ネウボラ面接から始まる子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、医療機関や子育て関係者と連携し、母子に関する保健指導・訪問指導等を実施する。	【実績・成果】 ・ネウボラ面接実施数829名（転入妊婦含む） うち要フォロー者数163名（要フォロー率19.7％） ・ネウボラ会議２回/月 ネウボラ会議において医療機関と早期に連携が必要な妊婦について医療機関へ情報提供を実施し、妊娠期の医療機関との連携と支援の強化を行った。 ・ネウボラ面接時に支援プラン作成とともに相談窓口を周知した。 ・新生児訪問時に子育て応援ハンドブックの配布と相談機関の周知を行った。助産師会の相談窓口についても併せて周知した。 ・各乳幼児健診では、主訴に応じた相談窓口を案内した。 ・こども家庭相談課との情報共有 ・要保護児童対策協議会への出席 ・就園・就学検討委員会への出席 【課題】 ・精神疾患のある妊婦が増えている傾向にあり、継続的な支援が必要。	・引き続き、守山版ネウボラの更なる推進のため、ネウボラ面接から始まる子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、医療機関や子育て関係者と連携し、母子に関する保健指導・訪問指導等を実施する。 ・守山市妊産婦への切れ目のない支援を考える会においては、令和２年度までに妊娠期の支援と関係機関との連携の強化を行ったため、令和３年度は子育て期の支援と地域の子育て機関とのネットワーク構築について検討を行っていく。
				こども政策課 保育幼稚園課	・市地域子育て支援センターおよび市内こども園・保育園・幼稚園において子育て相談を行い、保護者の不安に共感し、寄り添った支援を行う。 ・園児の保護者には、日頃から積極的に子育て相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携・情報共有し、さらなる支援に努めていく。	【実績・成果】 ・子育て支援センター及び各園にて子育て相談を随時行い、保護者の子育て不安に寄り添い、支援してきた。関係機関との連携が必要なケースについては、速やかに連携し、情報共有を行ってきた。 【課題】 ・コロナ禍での子育てにおける不安や悩みについて、発信の弱い保護者に対しても気持ちの向け、今後も積極的に子育て相談に応じる必要がある。	・市地域子育て支援センター及び市内こども園・保育園・幼稚園において子育て相談を行い、保護者の不安に共感し、寄り添った支援を行う。 ・園児の保護者には、日頃から積極的に子育て相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携・情報共有し、さらなる支援に努めていく。
	4	ひとり親家庭等支援についての相談	母子・父子自立支援員による各種相談（就労・生活・養育等）や生活困窮者には経済的支援（貸付）を行う	こども家庭相談課	・ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、各種相談の受付、経済的支援を行い、生活支援相談室などと連携し、ひとり親家庭の負担の軽減を図る。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な負担の増加が見込まれる家庭に対し、支援を行う。	【実績・成果】 ひとり親家庭のあらゆる相談に応じ、適切な支援を行うとともに負担の軽減を図った。 また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な負担の軽減のため特別給付金の支給を行うとともに、自立と生活の安定を図るため、就労支援や経済的支援（貸付制度や訓練給付金）の案内を行った。 ・ひとり親家庭等相談件数2,573件 【課題】 今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるため、引き続き支援が必要である。経済的負担軽減のため養育費の受給率を高める必要がある。	・ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、各種相談の受付、経済的支援を行い、生活支援相談室などと連携し、ひとり親家庭の負担の軽減を図る。 ・新たに、公正証書等作成促進補助金事業を開始し、養育費の受給率を高めることにより、経済的負担軽減を図る。

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（１）妊産婦への取組	4	ひとり親家庭等支援についての相談	DVに関する相談支援を行う	すこやか生活課	・各事業や相談等を利用し、DVの早期発見、女性・子どもの安全確保や関係機関との連携に努める。	【実績・成果】 家庭環境や家族関係等については、健診や相談時に聞き取りを行い、DVや虐待が疑われる場合はこども家庭相談課へ報告し、連携を図った。 【課題】 引き続き、女性・子どもの安全確保や関係機関との連携に努める必要がある。	乳幼児健診等を利用し、DVの早期発見に努め、女性・子どもの安全確保に努める。
			DVに関する相談支援を行う	こども家庭相談課	・「DV防止基本計画」に基づき、施策を推進するとともに、DV相談はあらゆる観点から傾聴し、迅速かつ慎重な対応に努める。 ・相談内容に応じ、緊急を要する場合は、警察や婦人相談所と連携するなど危機感をもって被害者の安全確保に努める。	【実績・成果】 「DV防止基本計画」に基づき、早期発見・早期対応に向け、相談窓口の啓発を行った。 DV被害の相談については、被害者の相談内容を傾聴し、警察や婦人相談所、関係機関とも連携して被害者の安全確保を行った。 ・DV相談件数271件 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、家族間のトラブルが発生する可能性があり、引き続き危機感を持った対応を行う必要がある。	・「DV防止基本計画」に基づき、施策を推進するとともに、DV相談はあらゆる観点から傾聴し、迅速かつ慎重な対応に努める。 ・相談内容に応じ、緊急を要する場合は、警察や婦人相談所と連携するなど危機感をもって被害者の安全確保に努める。
（２）児童・生徒への取組	5	「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施	「命」をテーマとした授業等を通して自他の生命を尊重するところの育成を図る	学校教育課 すこやか生活課	・道徳教育などを通じ、児童生徒に対し、命の尊さや自分自身を大切にすることを育成する ・「SOSの出し方教育」推進のため職員研修を実施し、市立４中学校の中学１年生を対象とした授業を行う。	【実績・成果】 ・道徳教育などを通じ、児童生徒に対し、命の尊さや自分自身を大切にすることを育成した。 ・SOSの出し方教育（中学１年生対象）、誕生学（中学２年生対象）推進のため関係課と連携して研修等を行い授業を実施した。 【課題】 授業時数および授業支援者の確保	・道徳教育などを通じ、児童生徒に対し、命の尊さや自分自身を大切にすることを育成する ・「SOSの出し方教育」推進のため職員研修を実施し、市立４中学校の中学１年生を対象とした授業を行う。 ・子どもの自尊感情を高める取り組みの一つとして、小学４年生を対象としたリジリエンシー教育を３小学校で先行実施し、令和４年度全小学校導入に向け推進する。
	6	SOSの出し方教育	児童・生徒が、困難に直面したときに、周囲の大人に助けを求めることができるよう、SOSの出し方教育を実施します。	すこやか生活課	・「SOSの出し方教育」推進のため職員研修を実施し、市立４中学校の中学１年生を対象とした授業を行う。	【実績・成果】 ・教職員向けの研修会を開催（8/19） ・９月末～10月　市立４中学校の１年生を対象に授業を実施。 ・授業を実施し、生徒がストレスへの対処方法を考え、援助希求能力を身につける学びとすることが出来た。 【課題】 ・夏休み明けに若者の自殺者数が増加する傾向にあるため、夏季休業前に授業ができるよう調整する必要がある。	「SOSの出し方教育」推進のため、職員研修を実施し、市立４中学校の中学１年生を対象とした授業を行う。（６月～７月実施）
	7	学校における自殺対策のマニュアルによる教育体制の整備	文部科学省発行の「教師がしっておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を教職員に周知徹底することで子どもの自殺予防を図る	学校教育課	・関係機関の講師を迎えた教職員研修会の内容の充実を図り、教職員の指導力の向上に努める。 ・「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」を活用し、子どもの自殺防止に関連付けた研修を進める。	【実績・成果】 ・「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」の見直しと周知徹底を行うなど、子どもの自殺防止に関連付けた研修を進めた。 【課題】 コロナ禍での効果的な研修方法と研修機会の確保	・関係機関の講師を迎えた教職員研修会の内容の充実を図り、教職員の指導力の向上に努める。 ・「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」の見直しと周知徹底を行うなど、子どもの自殺防止に関連付けた研修を進める。
	8	守山市いじめ防止基本方針、市内各学校のいじめ防止基本方針の策定	守山市、市立各学校に「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針にしたがって、いじめの早期発見、早期対応に努める。	学校教育課 総務課	・各小中学校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめの早期発見、早期対応に努める。 ・いじめ防止のため、いじめ問題等対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会を開催する。	【実績・成果】 ・各小中学校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめの早期発見、早期対応に加え未然防止に努めた。 ・いじめ問題等対策連絡協議会（第１回8/4、第２回2/15）、いじめ問題調査委員会（12/21）を開催した。 【課題】 コロナ禍での効果的な連絡会のもち方	・各小中学校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめの早期発見、早期対応に加え未然防止に努める。 ・いじめ問題等対策連絡協議会（年２回）、いじめ問題調査委員会（年１回）を開催する。

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（２）児童・生徒への取組	9	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員の相談	こころの悩みを抱える子どもにカウンセリングを行うことで、こころの安定を図る。	学校教育課	・スクールカウンセラーの支援により、教職員のカウンセリング力や子どものアセスメント力の向上を図る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員との連携を深め、個々の課題に応じた的確な支援を継続して行う。	【実績・成果】 ・スクールカウンセラーの支援により、教職員のカウンセリング力や子どものアセスメント力の向上を図る。 ・学校の教育相談担当者を中心としてＳＣを始めとした支援員の連携を深め、個々の課題に応じた的確な支援を継続して行った。 【課題】 カウンセリングを必要とするケース（児童生徒やその保護者）の増加	・スクールカウンセラーの支援により、教職員のカウンセリング力や子どものアセスメント力の更なる向上を図る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員との連携を深め、個々の課題に応じた的確な支援を継続して行う。 ・県教育委員会に追加配置の要望をしていく。 ・市費ＳＳＷを小学校にも配置する。
	10	スクールカウンセラーによる啓発	こころの悩みの解決に向けて子どもや保護者、教職員への働きかけを行う	学校教育課	・教育相談主任や生徒指導主任・主事を中心となって、校内教育相談体制を充実させる。 ・保護者に対しても適切な支援ができるよう、教職員のカウンセリングのスキル向上を図る。 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる校内研修体制を整える。	【実績・成果】 ・教育相談や生徒指導担当者が中心となり校内教育相談体制を充実させた。 ・保護者に対して適切な支援ができるよう、ＳＳＷと連携し校内研修体制を整えるなど、教職員のカウンセリングのスキル向上を図った。 【課題】 コロナ禍での効果的な研修方法と研修機会の確保	・教育相談や生徒指導担当者が中心となり校内教育相談体制を充実させる。 ・保護者に対して適切な支援ができるよう、ＳＳＷと連携し校内研修体制を整えるなど、教職員のカウンセリングのスキル向上を図る。 ・市費ＳＳＷを小学校にも配置する。
	11	小中学校における児童・生徒の自殺後の対応	県教育委員会との連携で、当該学校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもの気持ちの安定を図る	学校教育課	・県教育委員会ならびに市独自のスクールカウンセラーを学校現場に派遣し、相談体制の充実を図ることで、子どもの気持ちの安定を図る。	【実績・成果】 ・県費ならびに市費ＳＣを学校現場に派遣し、相談体制の充実を図ることで、子どもの気持ちの安定を図った。 【課題】 課題のある児童生徒の保護者との連携協力体制の構築	・県費ならびに市費ＳＣを学校現場に派遣し、相談体制の充実を図ることで、子どもの気持ちの安定を図っていく。
	12	学校への啓発	子どものうつの早期発見・早期対応に向けて、教職員に知識の啓発を図る	学校教育課 すこやか生活課	・「不登校対応マニュアル」の内容を各校で研修し、子どものうつの早期発見・早期対応の徹底を図る。 ・環境の変化がある中学１年生を対象に、相談窓口が記載された啓発物品を配布することで、相談を受けやすい環境を整える。	【実績・成果】 ・「不登校対応マニュアル」の内容を各校で周知徹底し、子どものうつの早期発見・早期対応を図った。 ・教育相談期間の設定等により、子どもの内面の変化等にすぐ対応するなど、きめ細やかな指導を徹底した。 【課題】 課題をもつ子供の保護者との連携協力体制の構築 【実績・成果】 中学１年生を対象に、相談窓口が記載された定規を配布し、相談窓口の周知を図った。夏季休業明けに若年層の自殺者が増加する傾向にあることから、配布は７月の夏季休業前に行った。（配布数：919個） 【課題】 生徒に対し、相談窓口の周知をより徹底するためには、啓発物品を配布するだけでなく、配布と同時に相談窓口の案内をすることが必要である。	・「不登校対応マニュアル」の内容を各校で研修し、子どものうつの早期発見・早期対応の徹底を図る。 ・鬱の診断を受けたり鬱傾向の子どもへの対応について職員が学ぶ機会をもつよう、各校と関係機関とのコーディネートをしていく。 多様な悩みを抱え始める中学１年生を対象に、夏季休業前に相談窓口が記載された啓発物品を配布することで、相談を受けやすい環境を整える。啓発物品はＳＯＳの出し方授業実施時に配布し、保健師が相談窓口の案内を行う。

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（３）生きづらさを抱えた若者への取組	13	ひきこもりについでの相談	精神疾患や発達障害などによるひきこもりについて相談支援を行う	すこやか生活課	・発達支援課、障害福祉課等と連携を図り、県のひきこもり支援センター等を活用しながら、相談支援を実施する。	【実績・成果】 ・ひきこもりに関する相談件数 延46件（実12件） 関係機関と連携を図りながら、相談支援を行った。 【課題】 ひきこもりに関する問題は顕在化しにくい。	発達支援課、障害福祉課、生活支援相談課等の関係課から情報を収集すると共に連携を図り、県のひきこもり支援センター等を活用しながら、相談支援を実施する。
				生活支援相談課	・面談だけでなく、軽作業などの社会参加に向けた機会を広げ、ひきこもり相談者に沿った支援を行う。 ・必要に応じ「支援カルテ」を作成し、ケース会議を開催し、各課と連携して相談者の課題解決に向けた支援策を提供するように努める。	【実績・成果】 ・面談だけでなく訪問などを行い、ひきこもり相談者に沿った支援を実施。 ・必要に応じて支援カルテを作成し、ケース会議を通して各課と連携して相談者の課題解決に向けた支援策を提供するよう努めた。 ・実相談人数22人、延相談人数65人 【課題】 ・家族から相談があっても当事者と出会うことが困難なケースが多く、支援を継続することの難しさがある。	引き続き、家族や当事者との面談や訪問などを行い、ひきこもり相談者に沿った支援を行う。また必要に応じて、支援カルテを作成し、ケース会議を通して各課と連携して相談者の課題解決に向けた支援策を提供するよう努める。 さらに、重層的支援体制におけるアウトリーチ支援を実施することで、8050問題など複合的な問題に対応できるよう努める。
	14	発達や発達障害についての相談	発達に関する相談や就労・進路等について関係機関と連携した支援を行う	発達支援課	・コーディネーターを中心に校園と連携し、必要な支援・相談（医療機関連携含む）を実施する。 ・不登校等、学校生活が安定しない生徒の情報共有のための共通シートを学校教育課とともに作成し、情報の蓄積を図る。	【実績・成果】 発達相談 延べ665件 ひきこもり相談 延べ180件 就労相談 延べ259件 不登校等の生徒について、令和２年度から小・中学校に統一様式「児童生徒理解・教育支援シート」を配布し、記録の蓄積等を行っている。 【課題】 義務教育終了後から成人期まで支援が途切れないよう、就労、ひきこもり等の相談に対して、関係部署が横断的に支援することが必要である。	「発達支援システム基本方針２０２１」に基づき、コーディネーターを中心に校園等と連携し、必要な支援・相談（医療連携含む）を実施する。 また、義務教育終了後も支援が必要な人に対し、関係部署が横断的に支援を行う。 相談窓口については、子育て情報誌や母子健康手帳アプリ、広報等を通じて周知する。また、就園、就学後は在籍校園を窓口として、また、義務教育が終了する折には、以降の相談先の情報を中学校を通して提供する。
	14	発達や発達障害についての相談	発達に関する相談や就労・進路等について関係機関と連携した支援を行う	すこやか生活課	・ことばの相談が、保護者が気軽に相談できる事業として定着するよう、市ホームページや乳幼児健診などで周知を行う。 ・経過観察が必要なケースについては積極的に勧奨し、必要があれば早期に発達相談などにつなげるようにしていく。 ・ことばの相談や発達相談で対応したケースについては発達支援課などと情報共有し、個々に合わせた継続的なフォローができるよう、随時関係機関と連携する。	【実績・成果】 ・ことばの相談：新型コロナウイルス感染症により予約制の個別相談を実施。（３人）電話でも随時相談を実施した。 ・発達相談：延人数145人、実人数126人 【課題】 ・ことばの相談は予約が少なく、乳幼児健診や電話相談から直接発達相談につながっているケースが多い。 ・発達相談は午前中を希望する方が多く、下半期は予約が１か月先まで取れないことがある。	・ことばの相談は需要が少ないためすすく健康相談や電話相談で対応する。 ・経過観察が必要なケースについては積極的に勧奨し、必要があれば早期に発達相談などにつなげるようにしていく。 ・発達相談について早期に対応するため、ニーズに合わせ、午前枠の回数を増やして対応する。 ・発達相談につながったケースについては発達支援課などと情報共有し個々に合わせた継続的なフォローができるよう、随時関係機関と連携する。
				障害福祉課	・関係機関と連携を図り、相談支援および障害福祉サービスの利用等について説明を行う。	【実績・成果】 関係機関と連携を図り、相談支援および障害福祉サービスの利用等について説明を行った。 【課題】 特になし	関係機関と連携を図り、相談支援および障害福祉サービスの利用等について説明を行う。

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（３）生きづらさを抱えた若者への取組	15	若者しごと悩み相談	若者の仕事の悩みについて、臨床心理士による相談を行う	商工観光課	・仕事の悩みを抱える若者などに対し、臨床心理士が毎月１回相談会を開催する。	【実績・成果】 ４月：１名　８月：２名　１月：２名 ５月：中止　９月：１名　２月：２名 ６月：１名　１０月：２名　３月：２名 ７月：２名　１１月：１名　合計：１６名 心理士の専門技術・知識を活用したヒアリングにより、就労相談員が引き出せない情報や分析が得られた。 【課題】 心理カウンセリングの受診に抵抗感を抱く人が多く、利用者は就労相談員が信頼関係を構築した相談者に限定される。	前年同様、毎月１回相談会を開催する。

守山市自殺対策計画重点施策調査表【重点施策2】高齢者への支援

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（１）窓口の周知啓発	1	高齢者の介護等についての相談	介護サービス保険の利用支援、介護に関する相談や家族介護者教室等の実施	地域包括支援センター	・総合相談や家族介護者教室、サロン等の活用により、高齢者の介護等に係る実態を把握し、課題を整理する中で、介護者の自殺や高齢者への虐待の防止策を検討する。 ・高齢者およびその介護者等に対し、身近な地域の相談窓口として、地域包括支援センターの周知・啓発を図る。 ・民生委員・児童委員等地域の関係者と連携を図り、支援が必要な人の把握に努める。	【実績・成果】 ・高齢者や家族等に身近な各圏域の地域包括支援センターが訪問活動や事業等の機会を活用し、相談支援を行うことで、早期対応・介護者負担の軽減を行った。 ・新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、教室等の開催方法を検討し事業を実施した。 ・総合相談 19,545件 ・家族介護者教室 各圏域で5回開催 ・家族介護者訪問 112件 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症カフェ等の地域での交流の場が休止、縮小している。事業実施や訪問活動について、感染症対策に留意して取り組む必要がある。	・感染症対策をとりながら、訪問活動を中心とした総合相談支援を進める。また、家族介護者訪問等により、介護の実態を把握し、介護疲れによる自殺予防に取り組む。 ・令和３年４月から３圏域に地域包括支援センターが設置されることから、地域の身近な相談窓口として、広く住民に対しての周知・啓発を図る。 ・各圏域包括支援センターと自治会長、民生委員・児童委員等の地域支援者との関係づくりを強化し、支援が必要な人の把握に努める。
			介護保険の利用や介護に関する相談	介護保険課	・窓口や電話において随時、介護保険に関する相談に応じ、内容によっては地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンターと連携して支援を行う。 ・すこやかだよりやパンフレット・出前講座等を通じて制度の周知を行うとともに、令和２年４月より連続して市広報においても介護保険の利用方法等の情報提供を行うことにより、更なる制度の浸透と適正な利用を図る。	【実績・成果】 ・窓口や電話において随時、介護保険に関する相談に応じ、内容によっては地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンターと連携して支援を行った。 ・啓発については、令和２年４月より連続して広報で介護保険の利用方法等の連載やパンフレット・出前講座等を通じて制度の周知を行い、制度の浸透を図った。 【課題】 ・令和３年度は制度改正年にあたり、市民に更に広く周知を図る必要がある。	窓口や電話において随時、介護保険に関する相談に応じ、内容によっては地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンターと連携して支援を行う。令和３年度は、制度改正年にあたり、引き続き、広報、すこやかだよりやパンフレット・出前講座等を通じて制度の周知を行うことにより、更なる制度の浸透と適正な利用を図る。
（２）高齢者の相談支援	2	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援	うつ、閉じこもりの可能性がある人について、地域包括支援センターの保健師等による訪問・相談の実施	地域包括支援センター	・保健師等による訪問、相談活動や地域関係機関との連携により、うつや閉じこもり状態にある高齢者の早期把握に努め、必要なサービスの利用につなげる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、電話訪問や関係者（事業所、民生委員等）からの情報収集を強化し、必要な支援につなげる。	【実績・成果】 ・保健師等による訪問、相談活動により、うつや閉じこもり状態にある高齢者を把握し、必要なサービス利用等を支援した。 ・総合相談 19,545件 ・地区担当者が民生委員児童委員協議会へ毎月出席し、地域支援者からの情報収集等を行った。 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛、閉じこもりへのアプローチについて関係機関との連携強化が必要。	各圏域包括支援センターの訪問活動や関係機関との連携強化により、うつや閉じこもり状態にある高齢者の早期把握を行い、必要なサービス等の利用につなげる。
	3	高齢者のうつや閉じこもりに関する普及啓発	出前講座や健康教育において、高齢者のうつや閉じこもり予防について普及啓発を図る	地域包括支援センター	・自治会等における出前講座や健康教育、有線、市ホームページ等を活用し、認知症、高齢者のうつや閉じこもり予防についての周知啓発に努める。	【実績・成果】 南部：13回 延313人、中部：21回 延478人、北部：15回 延312人 ・認知症サポーター養成講座 21回 延1,171人 ・コロナウイルスの影響による外出自粛への対応として、自宅で取り組む体操について市ホームページや自治会回覧で周知を行った。 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会等での出前講座が減少したため、感染防止対策に配慮した出前講座の開催方法について、周知・啓発する必要がある。	・出前講座、健康教育や認知症サポーター養成講座等の機会を活用し、高齢者のうつや閉じこもり予防について周知啓発を図る。 ・住民等が安心して地域の出前講座に参加できるよう、自治会等主催者に対し、感染症予防対策について助言等の支援を行う。 ・もりやまプラス体操等の周知啓発により、高齢者の外出自粛によるフレイルの予防に努める。

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（２）高齢者の相談支援	4	老人クラブや自治会活動を通じた生きがいのづくり支援	老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援することで高齢者の生きがいのづくりを図る	長寿政策課	◆老人クラブ ・市老連への補助を行う ・関係機関との意見交換会を開催し、高齢者が生き生きと活躍できる仕組みづくりの検討を行い、実践につなげる。 ◆すこやかサロン ・市社協を通じ、継続して活動支援を行う。	【実績・成果】 ◆老人クラブ ・活動費に対する補助の実施 令和２年度老人クラブ 活動等事業費補助金1,656,756円 ・老人クラブ連合会の活動等の広報での周知や会議へ出席し助言を行うなど、組織活性化に向けた支援を行った。 ◆すこやかサロン 学区　　2回　71人 自治会　550回、7,032人 【課題】 すこやかサロンは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、通常の開催が難しくなっていることから、補助のあり方も、コロナの状況を踏まえ柔軟に対応する必要がある。	・老人クラブについては、引き続き補助を行うとともに、広報での活動の周知等組織の活性化に係る取組への支援を行う。 ・すこやかサロンについては、コロナの状況を踏まえ、補助要件等について柔軟に対応しながら補助を継続する。
	5	居場所づくりによる閉じこもり防止	高齢者の居場所づくりを行うことで、閉じこもりやうつ病等の予防を図る	長寿政策課	・第２層協議体において、地域の特性、実状に応じた取組が進められるよう、市社協とともに、地域での話し合いに積極的に参加し、助言等の支援を行う。 ・協議体での話し合いにおいて、すこやかサロンの運営・支援の手法等を含めた高齢者自身が担い手になる取組についても検討する。	【実績・成果】 ・第２層協議体（生活支援体制整備事業） サロン等の居場所づくり、生活支援に係る取組の検討が進められた。 【課題】 生活支援に係る取組の検討は進められたが、担い手や地域資源の発掘等が進んでいないため、具体的な実施には至っていない。	・高齢者の生活支援、介護予防等に取り組む団体等への支援を強化するため、補助制度を創設（拡充）。 ・市老人クラブ連合会、シルバー人材センター、市社協と連携し、高齢者が生き生き活躍できる仕組みづくりの検討を行う。
（３）認知症高齢者への取組	6	認知症介護者への訪問	認知症高齢者を介護している介護者を対象に訪問し、介護負担の軽減を図ることで、自殺等を予防する	地域包括支援センター	・認定調査情報等から家族介護者訪問を実施し、介護負担軽減のための情報提供や相談支援を行うことで、介護者のうつ、自殺や高齢者への虐待等を予防する。	【実績・成果】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問が困難な場合には、電話等で状況把握や相談対応を行った。 ・家族介護者訪問　112件 【課題】 ・感染防止のため、高齢者が介護サービスの利用を自粛するケースがあり、家庭での介護負担軽減に対する支援が必要。	感染予防に留意しながら介護者訪問を継続し、高齢者の状態や介護状況に応じた介護負担の軽減に必要な情報提供や相談支援を行うことで、介護者のうつ、自殺防止、虐待予防に取り組む。
（４）事業者・介護者への取組 介護保険	7	介護サービス従事者に対する研修会	高齢者および介護者への支援者（介護サービス従事者・民生委員・児童委員）を対象に、うつ等による自殺予防に関する研修会を行う	地域包括支援センター	・高齢者や介護者のうつ等を早期に発見、対応するため、介護サービス事業者や民生委員児童委員等に対し、介護負担の軽減につながるサービス等の紹介を行う。	【実績・成果】 ・介護支援専門員や民生委員・児童委員に対し、必要な知識や情報の提供に努めた。 【課題】 ・随時の情報提供は行っているが、研修会の開催はできていない。既存の研修会や協議会を活用してどのように周知していくか、具体的な内容が決まっていない。	介護支援専門員研修会（年６回）や民生委員・児童委員協議会等の機会を活用し、うつ等による自殺予防について知識や情報の提供を行う。また、次年度以降の研修内容にゲートキーパー研修や精神科医の講習などの内容を取り入れていくことを検討する。

守山市自殺対策計画重点施策調査表

【重点施策3・4】生活困窮者への支援と無職者・失業者への支援

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（１） 困窮の脱却に向けた取組	1	生活困窮についての相談	生活困窮に関する相談支援を行う	生活支援相談課	・困窮からの脱却に向け、本人と課題を共有し、法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組む。	【実績・成果】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、相談者が増加するなか、相談者の主訴を的確に把握し、自立に向けた支援に努めた。 ・自立相談支援：実相談人数667人 延相談人数1,070人 ・住居確保給付金：実相談人数143人、実支給人数54人 ・就労準備支援：実相談人数7人、延相談人数75人 ・家計改善支援：実相談人数13人、延相談人数38人 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、相談者が急激に増加している。住居確保給付金や社協の特例貸付は期限があるため、支援終了後の支援が困難な状況にある。	新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、相談者の悩みに対して寄り添った相談を実施し、必要な支援制度を紹介していく。また引き続き、困窮からの脱却に向け、本人と課題を共有し、法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組む。 さらに、重層的支援体制の枠組みの中で、あらゆる相談を受け止め、相談者に寄り添った支援を行うとともに、重層的支援会議を実施することで、制度の狭間にあるケースや複雑なケースに対応できるよう努める。
	2	就労準備支援	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、一般就労に向けた相談や支援を行う	生活支援相談課	・「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、一般就労に向けた就労準備支援事業の利用を支援する。	【実績・成果】 ・「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、一般就労に向けた就労準備支援事業の利用を支援した。 ・実相談人数7人、延相談人数75人 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者との面談が困難な状況である。 ・新規利用者が少なく、事業の周知を強化する必要がある。	引き続き、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、一般就労に向けた就労準備支援事業の利用を支援する。また、利用者の増加を図るため、事業の周知を強化していく。
	3	家計改善支援	家計に問題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた、生活再建の支援を行う	生活支援相談課	・家計管理に課題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた生活再建の支援を行う。 ・法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組む。	【実績・成果】 ・家計管理に課題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた生活再建の支援を行った ・法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組んだ。 ・実利用者数13人、延相談人数38人 【課題】 ・家計に問題を抱えていても支援を拒まれるケースがある。相談者に寄り添うことで、制度の利用を促していく必要がある。	引き続き、家計管理に課題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた生活再建の支援を行う。また、法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組む。
	4	子どもの学習・生活支援	小学４年生から高校３年生までの子どもを対象に、居場所づくりを含めた学習支援を行う	生活支援相談課	・小学４年生から高校３年生までの子どもを対象に、居場所づくりを含めた学習支援に取り組む。	【実績・成果】 ・学習支援を始め、基本的な生活習慣、仲間との出会いを大切にした居場所づくり、進学に関する支援および高校進学者の中退防止の支援に努めた。 ・実利用者数11人、延参加人数139人 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食を伴うイベントが実施できていない。 ・北部地域にも事業を拡大するかどうか検討を行う必要がある。	引き続き、学習支援を始め、基本的な生活習慣、仲間との出会いを大切にした居場所づくり、進学に関する支援および高校進学者の中退防止の支援に努める。

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（２）多重債務・消費者問題への取組	5	多重債務・消費者問題等の相談	多重債務や消費者問題に関する相談支援を行う	市民協働課 ↓ 生活支援相談課	・広報・HP等を用いた消費生活センターの周知 ・広報紙、出前講座、有線放送などによる啓発 ・消費生活・多重債務相談対応（多重債務相談窓口の開設）	【実績・成果】 令和２年度多重債務相談実績：消費生活センター相談件数599件のうち多重債務相談件数48件 有線放送「消費者パトロール」を月２回放送 出前講座を１回実施 広報もりやまに「くらしのたより」を月１回掲載 【課題】 新型コロナウイルス感染防止のため、出前講座の依頼が減っており、それに代わる情報発信が必要である。	新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の減少傾向は続くと考える。広報もりやまの「くらしのたより」などでの情報発信を行っていく必要がある。
	6	生活相談等の相談窓口から関係機関への連携	多重債務を抱えうつ的な状態にあると相談を受けた場合、関係機関と連携を図り、必要な支援に努める	生活支援相談課	・多重債務を抱えうつ的な状態にあると相談を受けた場合、関係機関と連携を図り、法テラスの巡回相談を活用するなど、必要な支援に努める。	【実績・成果】 ・多重債務を抱えうつ的な状態にある人に対し、関係機関と連携を図り、法テラスの巡回相談を活用するなど、必要な支援に努めた。 ・実相談人数11人（うち法テラスに委任２人） 【課題】 債務整理などでいったん困窮から抜け出しても、再度多重債務に陥るケースがあるため、継続的な支援が必要になる。	引き続き、多重債務を抱えうつ的な状態にあると相談を受けた場合、関係機関と連携を図り、法テラスの巡回相談を活用するなど、必要な支援に努める。
	7	守山市くらしの安心ネットワークの活用	多重債務を中心とする経済問題・生活問題について関係課・関係機関との連携を図りつつ相談・支援に取り組む	市民協働課	・守山市くらしの安全ネットワーク等、関係機関と連携を図るなか、引き続き多重債務者の支援に取り組む。	【実績・成果】 守山市くらしの安全ネットワーク等関係機関と連携し、多重債務相談に応じ債務整理に導いた。 多重債務相談件数48件 【課題】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響か、多重債務相談が増えており、より迅速かつ丁寧な対応が必要である。	新型コロナウイルス感染症の影響により、多重債務相談が増加・高止まりする恐れがある。十分な聴き取りを行い、相談者に必要な支援につなげることに努める。
	8	ギャンブル依存についての相談	ギャンブル依存に対する相談や関係機関と連携した支援を行う	すこやか生活課	県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係機関と連携した支援を行う。	【実績・成果】 県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係課と連携した支援を行うこととしているが、相談実績なし。 【課題】 ギャンブル依存症に関する不安を抱えている市民に対し、必要な情報提供を行い、支援につなげる必要がある。	県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係機関と連携した支援を行う。

守山市自殺対策計画重点施策調査表【重点施策5】働く人への支援

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（１）就労に対する取組	1	就労に関する相談	職業安定員による就労相談を行う	商工観光課 生活支援相談課	・関係機関と密に連携を取りながら相談者に寄り添った支援を行う。 【実績・成果】 ＜商工観光課＞ ※障害者等の就労困難者を対象に就労支援相談員（1名）が相談受付対応 延相談人数471名 実相談人数79名 新規相談者数24名 就労に至った相談者7名 ＜生活支援相談課＞ ※生活困窮相談者のうち就労支援に関わる者を対象に就労支援相談員（1名）が相談受付対応 延相談人数202名 実相談人数59名 就労に至った相談者7名 ※就労支援相談員1名は商工観光課及び生活支援相談課を兼務 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止め等を受けた方に対して、迅速かつ丁寧就労支援を実施した。 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に失業者が増加したが、就労先が少なく就職につなげることが困難な状況である。	＜商工観光課＞ 前年同様、関係機関と密に連携を取りながら相談者に寄り添った支援を行う。また、令和３年度以降はジョブパス守山に就労支援相談員１名を配置し、職業相談の他、生活支援を含めた市の支援制度なども総合的にワンストップで案内できる体制を構築する。 ＜生活支援相談課＞ 新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、引き続き、解雇や雇い止め等を受けた方に対して、迅速かつ丁寧に就労支援を実施していく。	
			離職中の人資格取得のための費用の一部補助	商工観光課	・ハロートレーニングに係る情報提供を行い、必要に応じて当市補助制度を提案する。 【実績・成果】 雇用保険受給資格者等の一定の要件を具備する相談者については、ハロートレーニング（公共職業訓練）の活用を促進。要件を満たさない相談者による申請があれば当市の技能技術取得教育訓練受講等補助制度により適時対応。 【課題】 制度の認知度（広報の強化や関係機関への周知など）	今後も引き続き、ハロートレーニングに係る情報提供を行い、必要に応じて当市補助制度を提案する。	
（２）働く人への啓発	2	職域へのメンタルヘルス研修会の実施	守山商工会議所や企業と連携し、勤労者へのメンタルヘルス研修を実施	すこやか生活課	・ジャーナルに折込にて、自殺対策、こころの健康づくり等の啓発や関係機関リスト、研修会に関する周知チラシを配布する。（年2回） ・商工観光課の啓発DVDについて、必要時情報提供を行う。 【実績・成果】 商工ジャーナルにて、こころの健康づくりに関する啓発、相談窓口の周知を行った。（9月と3月にメンタルヘルスに関する啓発実施。） 新型コロナウイルス感染症の流行により、企業訪問が中止となったため、相談窓口が掲載されたチラシを企業向けに配布した。 【課題】 働き盛り世代のメンタルヘルスを推進するため、広報等によりこころの健康づくりに関する知識の普及啓発を図る必要がある。	商工ジャーナルに折込にて、自殺対策、こころの健康づくり等の啓発や相談窓口の周知を図る。 商工観光課の啓発DVDについて、必要時情報提供を行う。	
	3	ストレスチェックの推進	企業訪問等の機会を活用し、事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図る	すこやか生活課	・事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図ることができるよう引き続き啓発を行う。 ・健康イベントに参加し、メンタルヘルスの啓発を行う。 ・事業所との連携方法について検討する。 【実績・成果】 商工ジャーナルにて、こころの健康づくりに関する啓発、相談窓口の周知を行った。（9月と3月にメンタルヘルスに関する啓発実施。） 新型コロナウイルス感染症の流行により、企業訪問が中止となったため、相談窓口が掲載されたチラシを企業向けに配布した。 【課題】 企業におけるメンタルヘルスを推進するため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発を図る必要がある。	事業所でのストレスチェックの推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図ることができるよう引き続き啓発を行う。	

	No.	具体的な取組	内容	所管課	令和２年度事業計画	令和２年度成果と課題（３月末）	令和３年度事業の方向性
（２）働く人への啓発	4	企業への啓発	こころの健康づくりに関する研修会の実施やチラシの配布等により、うつ病等の精神疾患や自殺の現状について周知啓発を図る	商工観光課	・企業訪問実施時や企人協の研修開催時にチラシを配布するなどして啓発を行う。 ・商工観光課窓口にてメンタルヘルスを題材とした啓発DVDの貸出を行う。	【実績・成果】 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から企業訪問は中止。メンタルヘルスを題材とした人権啓発DVDの貸出を行った。 【課題】 「コロナ差別」等の新たな人権問題が生じている。	必要に応じて、企業訪問実施の際や企業内人権教育推進協議会の研修開催時に啓発資料を持って周知を図る。 商工観光課窓口にてメンタルヘルスを題材とした啓発DVD貸出を行う。
				すこやか生活課	・商工ジャーナルにて、自殺対策およびこころの健康づくり等の啓発を行う。 ・企業訪問時にこころの健康づくりに関するチラシを配布する。 ・こころの健康づくりに関する研修会について、周知を行う。	【実績・成果】 商工ジャーナルにて、こころの健康づくりに関する啓発、相談窓口の周知を行った。（９月と３月にメンタルヘルスに関する啓発実施。） 新型コロナウイルス感染症の流行により、企業訪問が中止となったため、相談窓口が掲載されたチラシを企業向けに配布した。 【課題】 企業におけるメンタルヘルスを推進するため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発を図る必要がある。	商工ジャーナルに折込にて、自殺対策、こころの健康づくり等の啓発を行う。 企業訪問時にこころの健康づくりに関するチラシを配布し、普及啓発を図る。
（３）自営業者への取組	5	雇用関係助成金等の情報提供の実施	雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた等に活用できるよう助成金などに関する情報提供を行います	商工観光課	・企業訪問時や研修会実施の際に適時情報提供を行う。	【実績・成果】 商工会議所・滋賀県社会保険労務士会および草津公共職業安定所などを通して補助事業の周知を行った。令和３年３月末までに25件申請受付済み。 【課題】 雇用調整助成金自体は今後も存続するものの、助成率・上限額などの特例期間が現時点では令和３年４月末に終了予定。	雇用情勢や国等の施策を注視しつつ、適宜適切に情報提供を行う。